（事　務　連　絡）

令和３年８月２日

　優樹福祉会職員　各位

社会福祉法人　優樹福祉会

理　事　長　　杉山　和巳

（公　　印　　省　　略）

新型コロナウイルス感染症対策　緊急事態宣言の対応について

日頃より、職員の皆様には新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて様々な対応をしていただいている事、心より感謝いたします。

政府は7月30日、新型コロナウイルス対策で、緊急事態宣言の対象地域に4府県を追加するほか、5道府県にまん延防止等重点措置を適用しました。

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は以下の区域です。

・**緊急事態宣言**　　　　**令和３年８月２日～令和３年８月３１日**

　　　　　　　　　　　　**東京・沖縄県・埼玉・千葉・神奈川・大阪**

・まん延防止等重点措置　令和３年８月２日～令和３年８月３１日

　　　　　　　　　　　　北海道・石川・兵庫・京都・福岡

・福島県独自「集中対策」令和３年７月３１日～令和３年８月２２日

　　　　　　　　　　　　福島市・いわき市

　　　　　　　　　　　　令和３年７月２６日～令和３年８月１６日

　　　　　　　　　　　　郡山市

緊急事態宣言が発令されている地域や感染拡大地域との往来については原則、中止・延期をしてください。その他の地域との往来についても、十分な感染症対策を講じ慎重に行動してください。

ワクチン接種で感染が完全に防げるということはありません。接種が済んだとしても、あらゆる場面で、新型コロナウイルスに感染するリスクがあることを意識し、油断することなく基本的な感染対策の徹底をお願いします。

※福島県は、まん延防止等重点措置の適用に向けて調整する方針を明らかにしています。今後の感染の状況で地域や期間は変わるため、都度、お知らせしていきます。

新型コロナウイルス感染症対策本部

　担当 ：　新井　遠藤　松本

０２４８－２１－５２９０